

大津市雨水貯留浸透施設設置基準

1. 目的

この基準は、雨水貯留施設及び雨水浸透施設（以下、「雨水貯留浸透施設」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設：建築物の雨どいから雨水を貯留するために当該建築物の敷地内に設置する貯留量が100リットル以上の貯留槽及びその附属設備をいう。
- (2) 雨水浸透施設：建築物の雨どいから雨水を地中に浸透させるために当該建築物の敷地内に設置する浸透ます及びその附属設備をいう。

3. 設置基準

雨水浸透施設の設置等に関して本基準に定めのない事項は、雨水浸透施設技術指針の調査・計画編及び構造・施工・維持管理編（社団法人 雨水貯留浸透技術協会 編集）によるものとする。

4. 雨水貯留施設の構造

雨水貯留施設の材質、構造等は、下記の事項による。

- (1) 雨水貯留施設の材質は、プラスチック製、ステンレス製等とする。
- (2) オーバーフロー水を排除できる構造とする。
- (3) 屋根面等の塵を含んだ初期雨水を排除できる取水継ぎ手とすることが望ましい。
- (4) 雨水貯留施設の良い状態を維持するために、ゴミ取り除去装置を備えるか、貯留施設内の堆積した砂などを取り除く構造とする。

5. 雨水貯留施設の設置工事

雨水貯留施設の設置工事については、下記の事項に留意する。

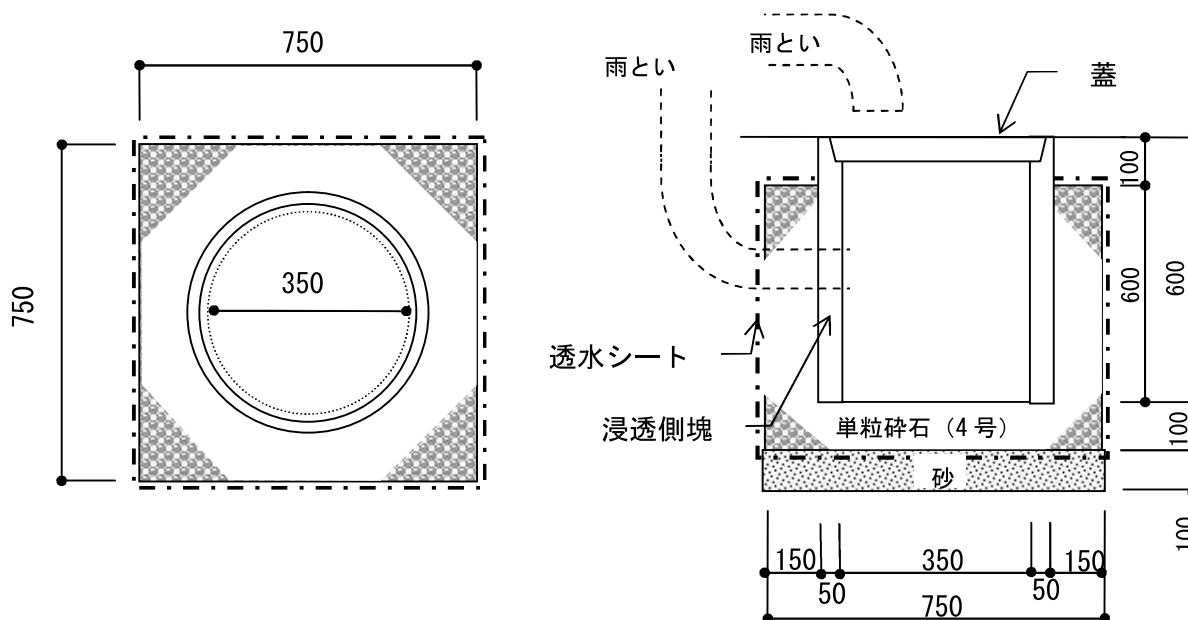
- (1) ベランダ等に設置する場合は、雨水貯留施設の規模に応じた耐荷重性が確保されていること。
- (2) 転倒の防止対策を講じることが望ましい。
- (3) メーカーが指定する取付方法により設置し、雨水貯留機能を確保できるようにすること。

6. 雨水浸透施設の構造

雨水浸透施設の構造は、下記の事項による。

- (1) 雨水浸透施設の材質は、コンクリート製、塩化ビニル製等とする。
- (2) 車などによる大きな荷重を受ける場所に設置する場合は、耐荷重性の高いコンクリート製とすること。
- (3) 浸透能力を長期的に安定して維持させるため、雨水浸透施設の蓋は密閉蓋（穴の開いていない蓋）を使用すること。
- (4) 雨水浸透施設の蓋を有孔蓋等とする場合は、ゴミ除去フィルター等を設置し、ゴミ等による目詰まりを防止することが望ましい。
- (5) 雨水浸透施設の構造は図1を標準とする。

図1 雨水浸透施設（浸透ます）の構造



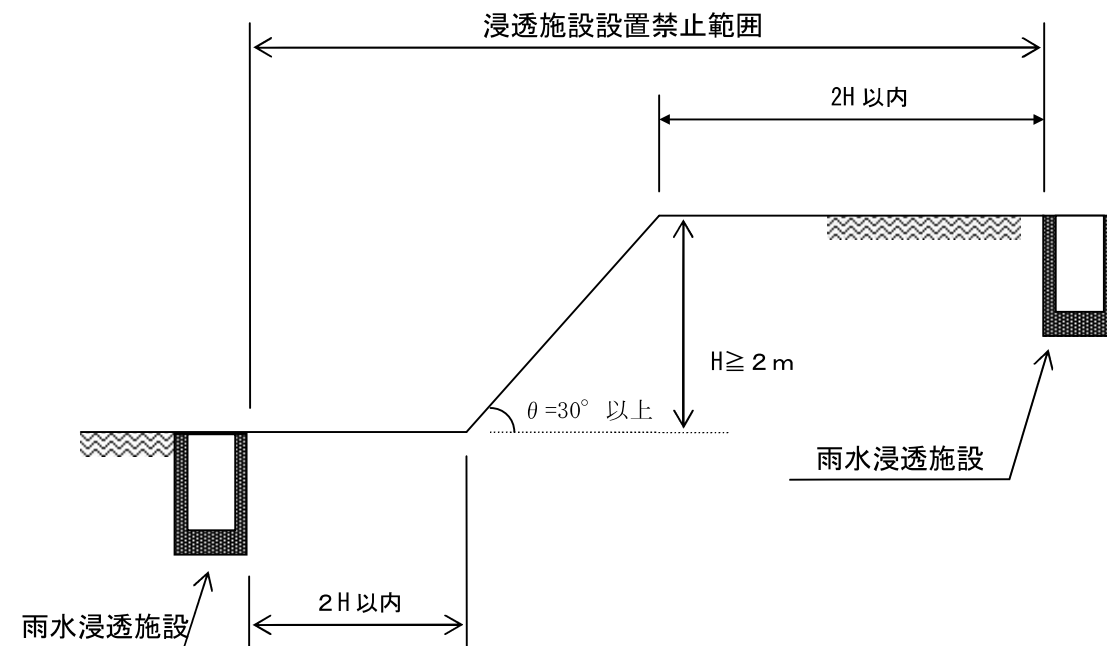
7. 雨水浸透施設の設置禁止区域

- (1) 法令により雨水貯留浸透施設の設置が制限されている区域
 - ①急傾斜地崩壊危険区域
 - ②地すべり防止区域
- (2) 土砂災害が発生する恐れのある場所
 - ①土石流危険渓流
 - ②地すべり危険箇所
 - ③急傾斜地崩壊危険箇所
- (3) 工場跡地、埋立地等で土壤汚染があり、地下水の汚染が予想される場

所

(4) 図2に示す浸透施設設置禁止範囲

図2 斜面近傍における浸透施設設置禁止範囲



8. 雨水浸透施設の設置にあたって注意すべき区域

雨水浸透施設の設置場所の選定においては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 浸透施設底面（砕石等を含む。）が地下水面より50cm以上離れていること。
- (2) 地盤は砂質土や礫質土であること。
- (3) 建物基礎等の構造物からは概ね50cm以上離れていること。
- (4) 地震時に、液状化の発生する恐れがないこと。
- (5) 2基以上の雨水浸透施設を設置する場合は、1.5m以上離れた位置に設置することが望ましい。

9. 雨水浸透施設の設置工事

雨水浸透施設の設置工事の施工においては、次の事項に留意すること。

- (1) 掘削は原則として人力で行い、余掘は極力発生させないこと。
- (2) 掘削底面は締め固めを行わず、掘削完了後は直ちにフィルター層として砂を敷き、砂は足で軽く締め固める程度とし、タンパ等の機械転圧

は行わないこと。

- (3) 雨水浸透施設に土砂等の流入を防ぐため、充填材の周りに掘削面よりやや大きめの透水シートを敷設し、シートの継ぎ目から土砂が流入しないよう設置すること。
- (4) 雨水浸透施設の周りには、浸透能力や貯留量をできるだけ確保するため、単粒碎石（4号）を標準に充填材として使用すること。
- (5) 埋戻しはゴミ、土砂等が雨水浸透施設の内部に入らないよう慎重に行うこと。
- (6) 施工完了後、雨水浸透施設の清掃と浸透の確認を行うこと。

10. 写真の撮影（雨水浸透施設の場合のみ）

雨水浸透施設設置の場合において、実績報告書に添付する工事写真は、次の工程により撮影し、寸法や位置等が確認できるように黒板、ポール等を添えとともに、背景面が変わらぬように撮影すること。

- ①施工前の状況
- ②シート敷後で、雨水浸透施設の設置時
- ③単粒碎石の充填完了時
- ④施工後の状況

11. その他

この基準に定めるもののほか、雨水貯留浸透施設の設置の基準について必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。